

第1章 第1期の評価

1 目標達成状況

(1) 実施に関する目標

特定健診受診率、特定保健指導実施率とも現時点では、平成23年度までの確定値について示しています。実績値は翌年度11月に確定します。

①特定健診受診率

市町村国保については、平成24年度において、40歳から74歳までの対象者の65%以上が特定健康診査を受診することを目標として定められています。

表4 特定健康診査の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
目標	20%	25%	35%	50%	65%
実績	24.3%	27.2%	28.2%	29.6%	-%
対象数	5,466人	5,422人	5,267人	5,197人	-人
受診者数	1,328人	1,475人	1,487人	1,540人	-人
新規受診者数	-人	556人 受診者数の37.7%	414人 受診者数の27.8%	376人 受診者数の24.4%	-人

受診率は上昇しているものの、目標達成には遠い状況にあります。

新規受診者も毎年ありますが、受診者数は微増の状況であり、さらなる新規受診者の確保と継続受診の勧奨が必要です。

②特定保健指導実施率（終了率）

平成24年度において、特定保健指導が必要と判定された対象者の45%以上が特定保健指導を受けることを目標として定められています。

表5 特定保健指導の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
目標	20%	20%	25%	35%	45%
実績	14.6%	70.3%	50.9%	49.5%	-%
対象数	206人 出現率15.5%	246人 出現率16.7%	226人 出現率15.2%	196人 出現率12.7%	-人
終了者数	30人	173人	115人	97人	-人
前年度終了者で対象外になった者	-人	6人 減少率19.4%	39人 減少率21.7%	17人 減少率14.8%	-人
新規受診者の対象数	-人	110人 出現率19.8% 全対象に占める割合 44.7%	73人 出現率17.6% 全対象に占める割合 32.3%	52人 出現率13.8% 全対象に占める割合 26.5%	-人

対象者出現率は23年度になって下がってきたものの、健診受診者の増加、特に新規受診者の増加とともに対象数も多くなると考えられます。

特定保健指導を受けた者のうち、翌年に対象から外れた者は22年度で39人

(21.7%)あり、改善がみられました。しかし、翌年に健診未受診の者も見られるなど、さらなる効果的な保健指導が提供できるよう保健指導スタッフの技術の向上が必要と考えます。

(2) 成果に関する目標

①メタボリックシンドローム（該当者および予備群）減少率（平成24年度10%減目標）
次の算定式に基づき、評価することとされています。

算定式	$1 - \frac{\text{当該年度の健診データにおける該当者および予備群の数}}{\text{基準年度の健診データにおける該当者および予備群の数}}$
条件	<p>○平成25年度納付分は、平成24年度（=当該年度）/平成20年度（=基準年度）とし、平成26年度以降の納付分は、前年/前々年（例えば平成26年度の場合は平成25年度/平成24年度）</p> <p>○該当者および予備群の数は、健診受診率の高低で差が出ないように、実数ではなく、健診受診者に含まれる該当者および予備群の者の割合を対象者数に乗じて算出したものとする。</p> <p>○なお、その際に乗じる対象者数は、各医療保険者における実際の加入者数ではなく、メタボリックシンドロームの減少に向けた努力が被保険者の年齢構成の変化（高齢化効果）によって打ち消されないよう、年齢補正（全国平均の性・年齢構成の集団に、各医療保険者の性・年齢階層（5歳階級）別メタボリックシンドロームの該当者および予備群が含まれる率を乗じる）を行う。</p> <p>○基点となる平成20年度の数は、初年度であるため、健診受診率が低い医療保険者もある（あるいは元々対象者が少なく受診率が100%でも性別・年齢階層別での発生率が不確かな医療保険者もある）ことから、この場合における各医療保険者の性・年齢階層別メタボリックシンドロームの該当者および予備群が含まれる率は、セグメントを粗く（年齢2階級×男女の4セグメント）した率を適用。</p>

現時点では、特定健康診査受診者の中のメタボリックシンドローム（該当者および予備群）の人数・率および簡易算定式における減少率を示します。

表6 メタボリックシンドローム（該当者および予備群）の人数・率

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
該当者	203人 15.3%	229人 15.5%	206人 13.9%	256人 16.6%	—人 —%
予備群	137人 10.3%	157人 10.6%	150人 10.1%	144人 9.4%	—人 —%
計	340人 25.6%	386人 26.2%	356人 23.9%	400人 26.0%	—人 —%
前年度より 改善した者 (メタボ減少率)	—人	該当→予備群 24人 該・予→非 24人 減少率24.7%	該当→予備群 19人 該・予→非 29人 減少率22.9%	該当→予備群 13人 該・予→非 14人 減少率14.4%	—人

メタボリックシンドローム該当者および予備群の者は増加傾向にあり、健診受診者の増加に伴い更に増加するものと考えられます。特定保健指導や重症化予防の保健指導を継続することで、減少を図りたいと考えます。

(3) 目標達成に向けての取り組み状況

① 健診受診率の向上方策

平成21年度からの特定健診受診率の推移をみたものです。

図5 年齢別受診率の推移

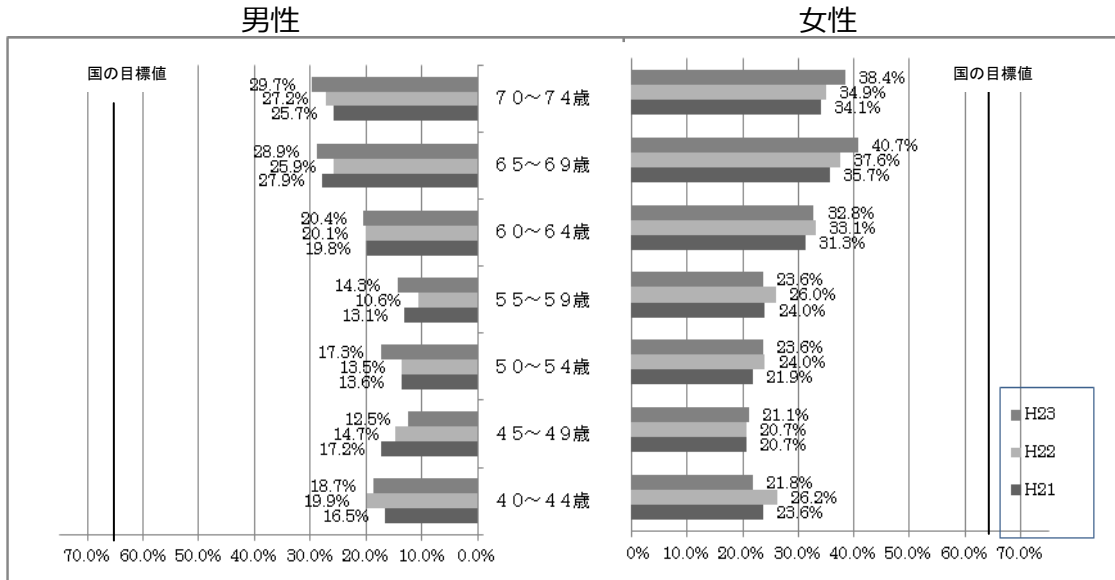
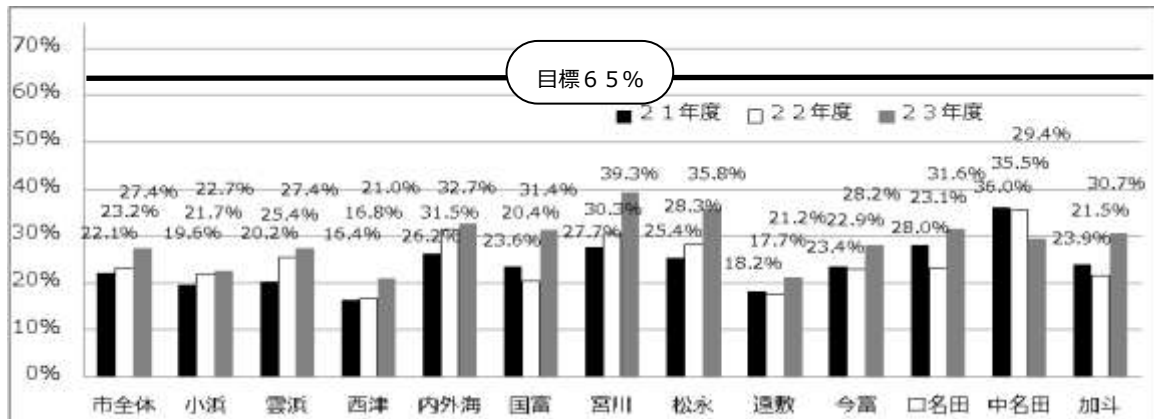


図6 地区別受診率の推移

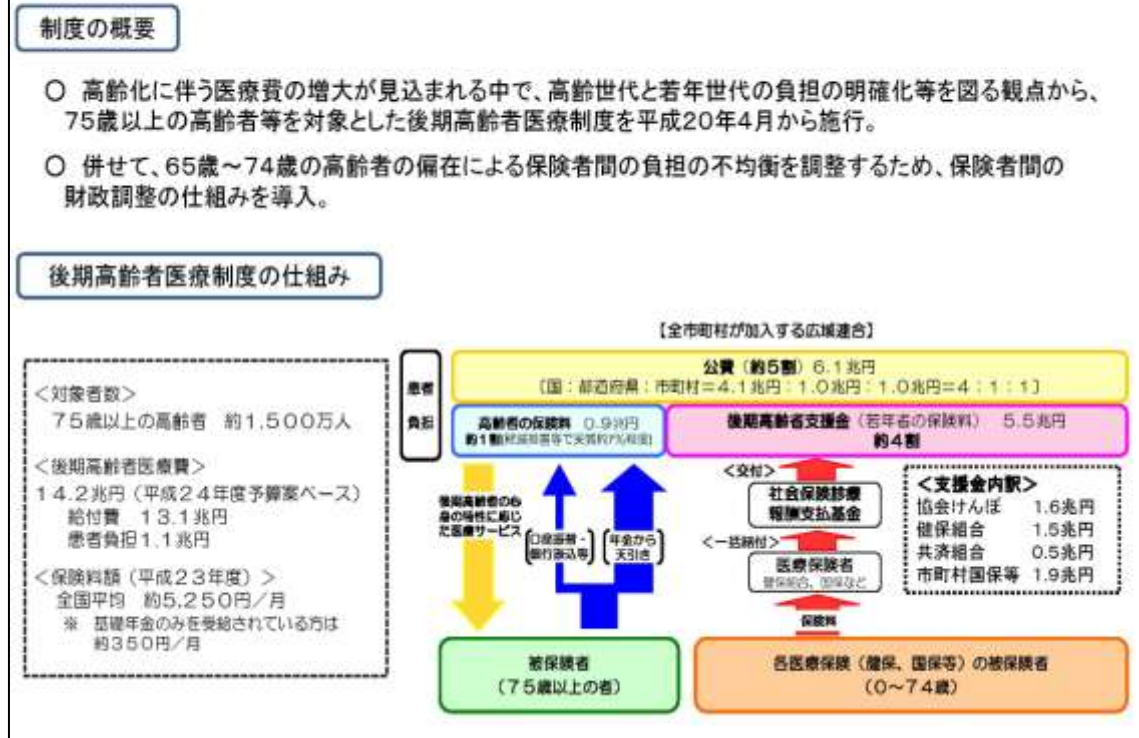


- 受診率は増加していますが、65%の目標値には遠い状況です。
 - 受診勧奨として、訪問や電話、はがきによる勧誘、出前講座、乳幼児健診時の呼びかけを実施しました。
- ② 特定保健指導実施率の向上
- 健診結果を見ながら直接会って指導できるよう、健診結果お返し会を実施しました。
 - 動機づけ支援者、積極的支援者の進捗状況を管理し、最終評価へとつなげました。
 - 積極的支援対象者に二次検査を実施し、自己の健康管理への意識付けと改善意識の継続を図りました。
- ③ メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少方策
- 特定保健指導の対象とならない肥満者への保健指導を実施し、メタボリックシンドロームのメカニズムの理解と改善のための指導を行いました。
 - 若い世代に対しても健診の機会を設け、健康意識の向上と生活習慣病の予防に向けて早期介入を図りました。

2 後期高齢者支援金の加算・減算の基準について

平成20年度から後期高齢者医療制度が創設され、この制度における財政負担として、全体の約4割を若年者の医療保険から支援金という形で拠出することになっています。これを「後期高齢者支援金」といいます。

図7 現行の高齢者医療制度について



支援金は、加入者1人当たりいくらという形で算定することとなっており（平成24年度概算では、1人あたり49,497円）、医療保険者の規模の大小に関わらず平等に負担することが義務付けられています。ただし、その支援金の額は、国が「特定健康診査等基本指針」で示す「特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標」の達成状況で、±10%の範囲内で加算・減算等の調整を行うこととされ、平成25年度から納付される後期高齢者支援金に適用されることになっています。（平成24年度までの支援金は加算・減算を行わず100/100で算定）

この背景としては、医療保険者が生活習慣病対策を推進すれば、糖尿病や高血圧症・脂質異常症等の発症が減少し、これによって、脳卒中や心筋梗塞等への重症な疾患の発症も減少するが、こうした重症な疾患は後期高齢者において発症することが多く、後期高齢者の医療費の適正化につながることを踏まえ、そうした医療保険者の努力を評価し、特定健康診査や特定保健指導の実施に向けたインセンティブとするために設けられた制度です。

（1）国の考え方に基づく試算

現在、国の検討会において議論されている平成25年度の支援金の評価基準は、

① 減算対象となる保険者

特定健診の受診率65%以上、特定保健指導の実施率45%以上の両方を達成し

た保険者（平成22年度実績では全国で6市町村国保保険者が達成）

②減算率

21年度実績での試算では、約3.7%、1人あたり減算額は2,000円弱と見込まれています。

③加算対象となる保険者

健診も保健指導もほとんど実施していない保険者。（平成22年度実績で、特定保健指導実施率0%の市町村国保保険者は、27都道府県70保険者）調整後の特定健診受診率と特定保健指導実施率を乗じた実施係数が0.0015未満を加算対象とする案が有力（特定健診受診率15%未満、特定保健指導実施率が1%未満などの場合に該当）です。

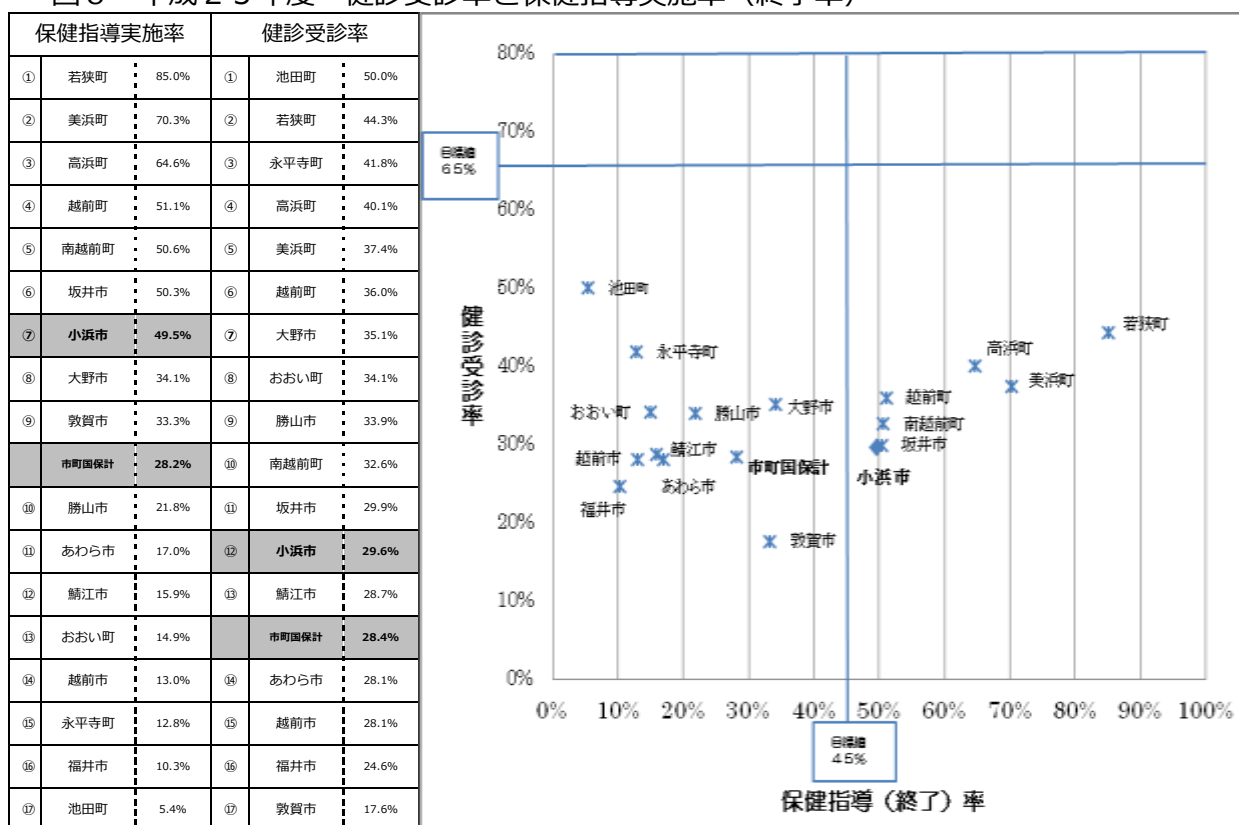
22年度の実績で試算してみたところ、福井県内に加算対象となる保険者はありませんでした。

④加算率

0.23%を前提とする方向です。国保加入者1人あたり加算額は、年114円と試算されています。

(2) 市町国保グループでの位置

図8 平成23年度 健診受診率と保健指導実施率（終了率）



平成23年度実績で見ると、県内市町国保で特定健診受診率65%達成保険者は無く、特定保健指導実施率45%達成保険者は7保険者となっています。